

商品概要説明書

普通貯金無利息型（決済用）

（平成30年7月1日現在）

1. 商品名	・普通貯金無利息型（決済用）
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します
6. 利息	・利息はつきません
7. 手数料	・キャッシュカードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
8. 付加できる特約事項	・個人のは総合口座による当座貸越ができます （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・利息はつきませんので税金はかかりません
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または管理部業務課業務係（電話：06-6877-5142）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部業務課業務係またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合管理部業務課業務係にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>

12. その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月20日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。なお、翌月19日までに記帳いただいた場合は、合計して記帳することはいたしません。
----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 北大阪